

介護老人保健施設かぐやの里
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人輝家会が開設する、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という)が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚療法その他リハビリテーション行うことにより、利用者の心身の機能の回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、症状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理のもと、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称・・介護老人保健施設 かぐやの里
- 2 所在地・・奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1799番地1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	備 考
管理者	医師	1	0	施設と兼務
理学療法士等	左同	3人以上	0	施設と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また医学的観点から計画の作成に必要な情報提供およびリハビリ方法についての指導、助言や利用者、家族に対する療養上の必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日・・・月曜日から土曜日、ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間・・・午前10時00分から午後5時00分まで

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は奈良県北葛城郡広陵町及び隣接する大和高田市、香芝市、田原本町、上牧町、川西町、三宅町、河合町、斑鳩町の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う交通費については、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する、なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上 4. 5km未満	700円
4. 5km以上 5. 5km未満	800円
5. 5km以上 6. 5km未満	900円
6. 5km以上 7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(その他運営に関する留意事項)

第10条

- 1 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修（職場教養を継続実施する）
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者は感染対策を徹底し、業務に携わるものとする。
- 5 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画(BCP)に従い年2回の訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害時における対策)

第 12 条 事業者は、非常災害に備えて防災計画を立てると共に、定期的に避難・救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。また訓練の際は地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

附 則

この規定は、平成22年8月1日から施行する。

改訂後の第5条、第7条の規定は平成25年8月1日から施行する。

改訂後の第5条の規定は平成27年4月1日から施行する。

改正後の第8条の規定は平成27年8月1日から施行する。

改正後の第8条の規定は平成30年4月1日から施行する。

改正後の第1条の規定は平成30年10月16日から施行する

改正後の第 10 条の規定は令和3年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 11 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 10 条、第 12 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。